

北海道告示第10663号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(根室振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年4月18日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
かにかご漁業(はなさきがに)	太平洋海域	納沙布岬突端から70度30分の線以南の根海共第33号共同漁業権漁場区域。 ただし、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	7月1日から9月30日まで	23隻	10トン未満	根室振興局管内に住所を有する者	令和6年4月22日から同年5月21日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和6年7月1日から同年12月31日までとする。なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、根室振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長を経由して北海道知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。</p> <p>(3) 漁獲物の計量後は、はなさきがにを船内に保持してはならない。</p> <p>(4) 海中に敷設するかご数は、300個以内でなければならない。ただし、オホーツク海域については、300個のうち80個以内でなければならない。</p> <p>(5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。</p> <p>(6) 使用する漁船には、別に定める標識を塗装しなければならない。</p> <p>(7) 次に掲げる水産動植物が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 脱皮直後のはなさきがに</p> <p>イ 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに</p> <p>ウ たらばがにの雌がに</p> <p>エ 甲幅13センチメートル未満のたらばがにの雄がに</p> <p>オ ずわいがに</p> <p>カ ベにずわいがに</p> <p>キ あぶらがに</p> <p>ク つぶ類</p> <p>ケ たこ類</p> <p>コ えび類</p> <p>サ あいなめ</p> <p>シ うに</p> <p>(8) 7月11日から9月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(9) 北海道知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(10) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域に立ち入ってはならない。</p> <p>ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りでない。この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長へ報告しなければならない。</p>
	オホーツク海域	根海共第23号共同漁業権漁場区域。 ただし、北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。						